

## 〈新潟泊〉さど旅得プラン 宿泊施設向けマニュアル

### ■概要

新潟市内の宿泊施設に前泊または後泊する佐渡旅行者に対し、1人5,000円分（1,000円×5枚）の新潟市・佐渡市共通商品券を宿泊施設から配布する事業。

### ■期間

令和6年5月7日(火) ～ 令和6年6月30日(日) (予定)

※予算がなくなり次第終了

### ■事務フロー

宿  
泊  
前

#### ①新潟市から商品券を受領

※商品券の配分枚数は参加施設数などを考慮のうえ検討

#### ②宿泊プラン「〈新潟泊〉さど旅得プラン」を造成

・自社サイトや楽天トラベル、じゃらん等のOTAでプランを造成してください。

#### 【プラン造成時の注意事項】

(※予約サイトの「注意事項」等に記載いただきたいこと)

- プラン名に「〈新潟泊〉さど旅得プラン」を必ず記載すること。
- 住所が新潟市または佐渡市の方には配布しないこと。
- 宿泊日の翌日（前泊）または宿泊日の当日（後泊）に佐渡汽船に乗船することが確認できた方に配布すること。
- チェックイン時、商品券受領者全員の住所確認および佐渡汽船乗船予約の確認を行うこと。  
⇒現住所が記載された身分証明書及び佐渡汽船乗船予約の確認メールを提示いただきます。確認できない場合、**宿泊していても配布できません。**
- 宿泊料金が1人1泊あたり5,500円以上（税込）であること。  
⇒未就学児やエキストラベッドの利用等で1人1泊5,500円に満たない方には配布できませんので、プランの1人あたり料金の内訳は明確にしてください。
- 佐渡汽船の乗船券付きプラン（旅行商品）ではないこと。  
⇒佐渡汽船の予約は宿泊者が各自で行う必要があります。

**・旅行事業者が造成した旅行商品も本事業の対象とします。(旅行事業者から宿泊手配があった場合のみ)**

旅行事業者より本プランを利用した宿泊手配があった場合は、商品券の配布管理に支障が出ない範囲にて、ご対応をお願いいたします。対応が困難な場合、旅行事業者へ対応できない旨をお伝えください。

また、旅行事業者が造成する旅行商品についても宿泊料金は**1人1泊あたり5,500円以上(税込)**とし、旅行事業者より本プランを利用した宿泊手配があった場合には、販売前に旅行事業者から事務局へご連絡ください。

宿  
泊  
当  
日

**③同意書への記入**

- ・ 宿泊の代表者へ同意書の記入をお願いしてください。
- ・ 佐渡汽船の乗船予約が複数ある場合、すべての乗船受付番号を記入してください。  
(例：宿泊予約は4名だが乗船予約は2名ずつ個別に行った場合など)
- ・ 同意・誓約欄をすべてチェックしてもらってください。
- ・ 記入誤りや記載漏れがないか確認してください。

**④住所確認の実施**

- ・ 商品券の受領資格がある方全員分の住所を確認するため、身分証明書を提示させてください。
- ・ 代表者は同意書に記載された内容(氏名、生年月日、住所)までを、それ以外は住所(新潟市、佐渡市のいずれでもないこと)を確認してください。なお、商品券の受領資格を満たさない方の確認は不要です。

(未就学児、住所が新潟市または佐渡市、宿泊料金が5,500円に満たない方など)

**【住所確認に必要な書類】(全て1点のみで可/原本)**

マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、小型船舶操縦免許証、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証、公的機関が発行した身分証明書・資格証明書のうち住所がわかるもの

※住所の記載がない、または手書きの身分証明書は不可

※身分証明書がない場合、電気・ガスの登録情報や宅配便の送付先登録情報など、現住所がわかるものでも可。

※住所確認は目視による確認で問題ありません。身分証明書のコピーは不要です。

※同意書に記載の住所と本人確認の住所が異なる場合、正しい住所(住民票の住所)を確認し、住所が異なる理由を備考欄に記載したうえで配布してください。

(免許証の住所変更忘れ、学生のため住民票の住所が実家にある 等)

※未就学児以上の未成年者で住所が確認できない場合、今回の宿泊が親族との宿泊であり、かつ同居している旨を親族からヒアリングできれば配布可能。

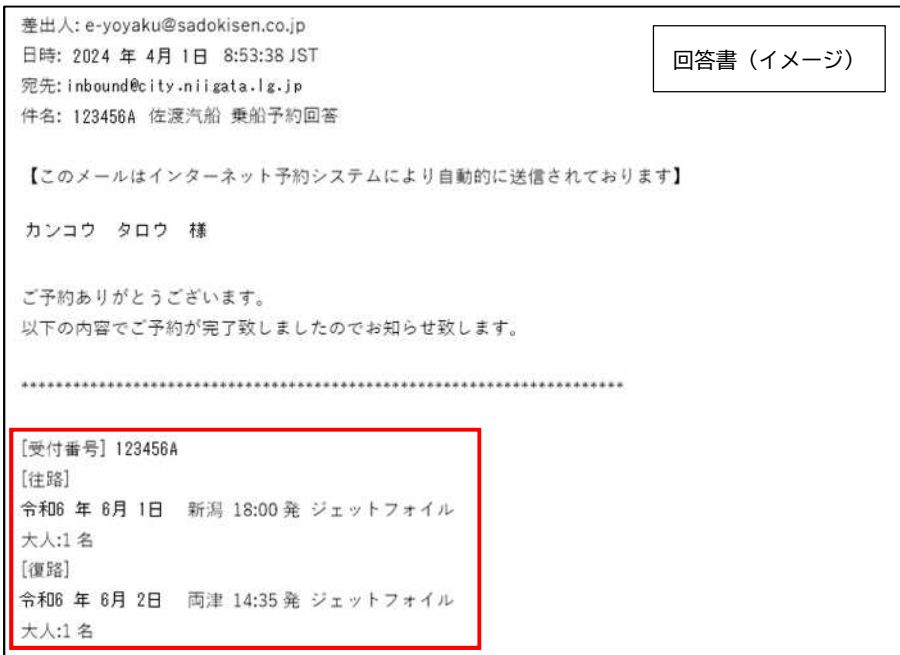
**⑤佐渡汽船乗船予約確認の実施**

・商品券の受領資格がある方全員分の佐渡汽船乗船予約の確認を実施してください。

※乗船日の往路が宿泊日の翌日、または乗船日の復路が宿泊日当日であるか

**【インターネット予約の場合】**

⇒予約完了後にメール送信される「回答書」を提示いただき内容を確認。



**【電話予約の場合】**

⇒エビデンスがないため、同意書記載の内容に間違いがないか口頭で改めて確認。

・乗船予約していない場合は商品券を配布できません。商品券を受領するためにはその場でインターネット予約するようお伝えください。



**⑥人数分の商品券を配布**

・確認が終了後、受領資格のある方に人数分の商品券を配布してください。  
 ・配布前に、封筒に記載されている商品券の管理番号を確認のうえ、同意書下段の

事務処理欄に記載してください。

- ・配布後、同意書下段の事務処理欄に記載してください。

※佐渡汽船乗船人数≠配布人数の場合、備考欄にその理由を記載してください。  
(例：1名 新潟市民のため配布せず、1名 未就学児のため配布せず 等)

**宿泊後** ⑦配布枚数の報告

- ・配布した封筒数とその時点の予約状況（配布予定封筒数）を報告様式に記載し、下記送付先までメールまたはFAXで送付してください。
- ・報告のタイミングは配布があった日の翌日までとします。

**【送付先】**

〈新潟泊〉さど旅得プラン事務局  
 メール：[ns.tabitoku@gmail.com](mailto:ns.tabitoku@gmail.com)  
 F A X：025-228-6188

- ・事業終了後、同意書の原本および余った商品券をまとめて下記「問合せ先」まで郵送等で送付してください。

■その他注意事項

- ・配分した商品券は、そのすべてを配分宿泊施設で配布することを確約するものではありませんのでご注意ください。
- ⇒一定期間経過後、各宿泊施設の配布予定数を確認し、商品券を回収し、再配分させていただくことがありますのでご了承ください。

■問い合わせ先

**〈新潟泊〉さど旅得プラン事務局**

〒951-8554  
 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階（新潟市観光推進課内）  
 TEL：025-226-2607  
 FAX：025-228-6188  
 Mail：[ns.tabitoku@gmail.com](mailto:ns.tabitoku@gmail.com)

※可能な限りメールでのお問い合わせにご協力ください。

## ■改訂履歴

改訂日	版	改定内容
2024/03/12	初版	—
2024/03/26	第二版	・商品券は「枚数」ではなく「封筒数」で配布管理 ・事業終了後、同意書と併せて商品券も市へ返戻
2024/04/16	第三版	・旅行事業者が造成した旅行商品も本プランの対象とする